

新旧対照表

改正後	改正前
<p>新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>附 則 2021年(令和3年)7月21日から施行し、2021年度(令和3年度)分の補助金から適用する。</p> <p>附則 2022年(令和4年)3月31日から施行し、2021年度(令和3年度)分の補助金から適用する。</p> <p>附則 2022年(令和4年)7月25日から施行し、別表1の補助対象期間の適用は2022年(令和4年)4月1日からとし、別紙3の2の⑥の適用は2022年(令和4年)4月8日からとする。</p> <p>附則 2022年(令和4年)9月30日から施行し、改正後の別紙3の2の⑥の適用は2022年(令和4年)10月1日からとする。</p> <p>附則 2023年(令和5年)1月11日から施行し、改正後の別紙3の適用は2022年(令和4年)12月23日からとする。</p> <p>附則 2023年(令和5年)9月15日から施行し、2023年度(令和5年度)分の補助金から適用する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>附 則 2021年(令和3年)7月21日から施行し、2021年度(令和3年度)分の補助金から適用する。</p> <p>附則 2022年(令和4年)3月31日から施行し、2021年度(令和3年度)分の補助金から適用する。</p> <p>附則 2022年(令和4年)7月25日から施行し、別表1の補助対象期間の適用は2022年(令和4年)4月1日からとし、別紙3の2の⑥の適用は2022年(令和4年)4月8日からとする。</p> <p>附則 2022年(令和4年)9月30日から施行し、改正後の別紙3の2の⑥の適用は2022年(令和4年)10月1日からとする。</p> <p>附則 2023年(令和5年)1月11日から施行し、改正後の別紙3の適用は2022年(令和4年)12月23日からとする。</p> <p>附則 2023年(令和5年)9月15日から施行し、2023年度(令和5年度)分の補助金から適用する。</p>

附則

2023年（令和5年）11月16日から施行し，改正後の別表1，別紙1及び別紙3-2の適用は2023年（令和5年）10月1日発生分の補助金から適用する。

附則

2024年（令和6年）3月4日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	（略）
対象経費	（略）
補助金の額	（略）
補助対象期間	2023年（令和5年）4月1日 <u>から2024年（令和6年）3月31日までに発生した経費</u>

（別紙1） （略）

（別紙2） （略）

（別紙3） （略）

（別紙3-2） （略）

別紙4 （略）

様式第1号～第6号 （略）

附則

2023年（令和5年）11月16日から施行し，改正後の別表1，別紙1及び別紙3-2の適用は2023年（令和5年）10月1日発生分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	（略）
対象経費	（略）
補助金の額	（略）
補助対象期間	2023年（令和5年）4月1日 <u>以降に発生した経費</u>

（別紙1） （略）

（別紙2） （略）

（別紙3） （略）

（別紙3-2） （略）

別紙4 （略）

様式第1号～第6号 （略）